

令和8年5月27日

読谷村議会
議長 上地 利枝子 殿

読谷村議会議員
仲 眞 朝 雄 印

一般質問通告書

第553回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 通学路安全対策と臨時通学路点検の実施について 登校指導の現場では、停止線や路面表示が消えかけており、児童生徒が日常的に横断する場所として、安全上の不安を感じている。信号機が設置されている横断歩道であっても、停止線や横断歩道、路面表示が薄くなれば運転者が停止位置や歩行者優先の認識を十分に持てないおそれがある。特に朝の登校時間帯は、児童生徒、通勤車両、保護者の送迎車両が重なるため、危険性は高まる。 3月議会において、通学路の臨時点検の必要性を求めたが、現時点で実施に向けた動きが明確には見えていない。事故が起きてからではなく、危険が見えている段階で対応することが行政の安全管理であると考えている。</p> <p>(1) 臨時通学路点検が実施されていない理由について</p> <p>ア 3月議会以降、臨時通学路点検について、教育委員会、学校、道路管理者、警察等との協議は行われたか。</p> <p>イ 協議を行った場合、その内容、参加機関、実施時期の見通しを伺う。</p> <p>ウ 協議を行っていない、または点検実施に至っていない場合、その理由は何か。</p> <p>エ 定期的な通学路点検とは別に、路面表示の劣化、交通量の変化、周辺工事、送迎車両の増加などを契機とした「臨時点検」を行う判断基準はあるか。</p> <p>(2) 各通学路により異なる道路標識・路面表示の把握について</p> <p>ア 村内の通学路において、横断歩道、停止線、注意喚起表示、カラー舗装、グリーンベルト、スクールゾーン表示、速度規制標識等の設置状況を、村として一覧化または台帳化して把握しているか。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>イ 学校区や通学路によって安全対策の内容が異なる場合、その違いについて合理的な説明ができる状態にあるか。</p> <p>ウ 路面表示の薄れ、標識の見えにくさ、停止線の劣化などについて、学校、保護者、地域、交通安全指導員等からの情報をどのように集約しているか。</p> <p>エ 危険箇所の情報を、教育委員会、道路管理部署、警察、自治会等で共有する仕組みはあるか。</p> <p>(3) 責任の所在と役割分担の切り分けについて</p> <p>ア 通学路安全対策に関し、教育委員会、学校、道路管理部署、警察、県、自治会・地域の役割分担はどのように整理されているか。</p> <p>イ 停止線、横断歩道、交通規制標識、道路標示、カラー舗装、注意喚起看板などについて、それぞれの所管と、村が要請・調整できる範囲を明確に示せるか。</p> <p>ウ 所管が村ではない場合でも、児童生徒の安全確保の観点から、村が危険箇所を把握し、関係機関へ要請し、進捗を確認する責任があると考え、見解を伺う。</p> <p>エ 今後、通学路安全対策について、誰が受け付け、誰が判断し、誰が関係機関へつなぎ、誰が結果を学校・保護者・地域へ説明するのか、実務上の流れを明確にすべきではないか。</p>	
<p>2 読谷村立学校における平和学習の方針と教育的中立性・安全管理について</p> <p>読谷村は、沖縄戦の記憶を今に伝える地域であり、チビチリガマ、シムクガマをはじめとする戦跡や、地域に受け継がれてきた証言・慰霊の営みを通して、命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和を希求する心を次世代へ伝えてきた。読谷村立学校における平和学習は、本村の歴史的特性を踏まえた重要な教育活動である。</p> <p>本質問は、読谷村の平和学習を否定し、又は後退させる趣旨ではない。むしろ、読谷村の平和学習を今後も社会的信頼のもとで継続し、児童生徒が沖縄戦の事実、地域の記憶、命の尊さを学びながら、自ら考え判断する力を育む教育として発展させるために行うものである。</p> <p>一方、県外高校の研修旅行中に発生した重大事故と、その後示された文部科学省の見解は、学校教育における校外学習、外部資源の活用、安全管理、保護者説明、政治的・社会的に意見の分かれる課題を扱う際の多面的・多角的な視点の確保について、各自治体が改めて確認すべき教訓を含んでいる。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>そこで、読谷村立学校における平和学習が、どのような方針と配慮のもとで行われているのか、また、教育活動としての確認手順や安全管理、保護者への説明責任がどのように整理されているのかを伺う。</p> <p>(1) 平和学習の基本方針について 読谷村立小中学校における平和学習は、どのような基本方針に基づき、どの学年、教科、総合的な学習の時間、特別活動、学校行事等で実施されているか。特に、沖縄戦、村内戦跡、戦争体験の継承、命の教育、平和を希求する心の育成について、教育委員会としてどのように位置づけているか伺う。</p> <p>(2) 政治的・社会的課題を扱う際の多面的・多角的な視点への配慮について、教育基本法第14条は、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されるべきことを定める一方、学校における特定の政治的活動を禁止している。平和学習において、基地問題、安全保障、戦後沖縄の政治的課題など、現実意見の対立があるテーマを扱う場合、児童生徒が一つの結論に誘導されるのではなく、自ら考え判断する材料を得られるよう、どのような配慮を行っているか伺う。 また、歴史的事実、地域の記憶、沖縄の基地負担の現実を学ぶことと、政治的・社会的に異なる見解を多面的に扱うことについて、教育委員会としてどのように整理しているか伺う。</p> <p>(3) 外部資源を活用する場合の確認手順について 平和学習において、語り部、外部講師、地域団体、資料館、民間事業者等の外部資源を活用する場合、学校教育としてのねらい、児童生徒の発達段階、使用資料、安全管理、保護者説明について、学校又は教育委員会はどのような確認を行っているか伺う。 この確認は、平和学習に限らず、防災教育、キャリア教育、金融教育、福祉教育、性に関する指導など、外部講師や外部団体を活用する教育活動全般に共通する手続きであると考え。読谷村教育委員会として、外部資源を活用する際の共通確認項目や留意点を整理しているか伺う。</p> <p>(4) 村内戦跡見学等における安全管理について 村内には、チビチリガマ、シムクガマをはじめ、平和学習に活用される戦跡や慰霊の場がある。児童生徒がこれらの場所を訪れる際、交通安全、足場、熱中症、雨天時対応、緊急連絡体制、引率体制、児童生徒の心理的負担への配慮など、安全管理はどのように行われているか伺う。 また、戦跡見学等の校外学習について、事前の下見、危険箇所の把握、代替計画、緊急時対応、保護者への事前説明など、学校間で共通して確認すべき事項を教育委員会として整理しているか伺う。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(5) 保護者への説明と学習内容の透明性について 平和学習は、家庭や地域の価値観とも関わる繊細な教育活動である。読谷村立学校において、平和学習のねらい、訪問先、外部講師・語り部等の活用、使用教材、校外学習の安全対策等について、保護者へどのように説明しているか伺う。 特に、政治的・社会的に意見の分かれるテーマを含む場合、児童生徒に特定の政治的行動や賛否を求めるものではなく、自ら考える力を育む教育活動であることを、保護者に対してどのように伝えているか伺う。</p> <p>(6) 重大事故及び文部科学省見解を踏まえた確認事項の共有について 沖縄県名護市辺野古沖で発生した県外高校の研修旅行中の重大事故と、その後示された文部科学省の見解を一つの教訓として、読谷村教育委員会は、村立学校における平和学習、校外学習、外部資源の活用、安全管理、保護者説明、多面的・多角的な視点の確保について、校長会等で確認事項を共有したか伺う。 また、今後、各学校における平和学習の実施状況や留意点を把握し、教育委員会として共通の確認項目を整理する考えはないか伺う。</p>	
<p>3 首長の長期療養時における行政継続体制について</p> <p>(1) 村長が病気・事故等により長期療養となり、意思疎通または職務遂行が困難となった場合の職務代理体制について、村の現行運用を伺う。</p> <p>(2) 地方自治法第152条にいう「事故あるとき」に該当するか否かを、村としてどのような基準、手続、資料に基づき判断する想定か。</p> <p>(3) 村長本人の意思確認が困難な場合に、副村長が職務代理者として担う権限の範囲と、重要政策判断、予算執行、対外的意思決定の取扱いを伺う。</p> <p>(4) 公開資料上は、長期療養や意思疎通困難時の職務代理移行基準、庁内判断手続、議会への報告ルールを定めたマニュアル等を確認できないが、内部基準、要綱、ガイドライン等の整備状況を伺う。</p> <p>(5) 未整備の場合、住民サービスの継続、行政の透明性、首長本人の尊厳を守る観点から、職務代理移行に関する庁内基準や危機管理マニュアルを整備する考えはないか。</p> <p>(6) 議会が病気療養中の首長に対して「不信任」という政治的手段を用いざるを得ない制度上の課題について、村として課題認識はあるか。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(7) 職務遂行不能状態の確認手続について、医師の診断、一定期間の意思疎通不能、議会への報告など、客観性と透明性を確保する仕組みを検討すべきではないか。</p>	
<p>4 戦争関連碑・慰霊碑等の管理認識と地域合意のあり方について 村内には、沖縄戦に関係する慰霊碑、戦跡、記念碑、標柱等が各地域に存在している。これらは戦没者への慰霊、戦争体験の継承、地域史の記録という重要な意味を持つ一方で、碑の性格が慰霊なのか、顕彰なのか、史実表示なのかが明確でない場合、地域住民の受け止めに差が生じる可能性がある。</p> <p>特に、村有地等に設置された工作物については、土地使用の経緯、所有者・管理者、設置目的、将来の移設・撤去時の取り扱いについて、行政として一定の整理と説明責任が求められる。地域に判断を委ねる前に、行政がまず設置物の性格、土地使用関係、管理責任、説明責任を整理すべきではないかとの観点から、以下を問う。</p> <p>(1) 村内に所在する慰霊碑、戦跡、記念碑、標柱等について、村は所在地、所有者、管理者、設置目的、土地使用関係を把握しているか。</p> <p>(2) 村有地または村管理地に設置されている戦争関連工作物について、設置を認める際の基準、契約、使用許可、管理責任はどのように整理されているか。</p> <p>(3) 「義烈空挺隊玉砕の地」と記された木柱について、村はこれまで慰霊碑、顕彰碑、戦跡標柱、記念工作物のいずれとして認識していたか。また、その認識は文書で確認されているか。</p> <p>(4) 当該木柱の撤去・移設に関する村の責任範囲はどう整理されているか。</p> <p>(5) 移設先を地域に求める場合、村は地域住民に対し、設置物の性格、管理責任、行事の有無、費用負担、将来の再協議の可否等について、どこまで説明すべきと考えるか。</p> <p>(6) 戦争関連の碑等について、慰霊、顕彰、史実継承の違いを村はどのように認識しているか。</p> <p>(7) 碑文や説明板がない戦争関連標柱について、設置趣旨、歴史的背景、所有者・管理者等を明示する必要性をどう考えるか。</p> <p>(8) 今後、村内の慰霊碑、戦跡、記念碑、標柱等について、関係課が連携し、台帳化・整理・公開可能な情報整備を行う考えはあるか。</p>	